お祭り、イベントなどにおいて

露店等を開設する場合は!

夏まつり、盆踊り、商店会まつり等の催しで、 発電機、ガスコンロ、七輪、電気フライヤーなど 火気器具を使用する露店等を出店する場合には、

消防署へ『露店等の開設届出書』の届出が必要となります。

また、出店する露店等で火気器具等を使用する場合は、 消火器の準備が必要です。

なお、火気器具の周囲に燃料、可燃物等をみだりに放置しないよう 適切に管理をしてください。

【火災予防上必要な主な措置】

火気器具の周囲に燃料、可燃物等をみだりに放置しないこと。

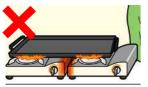
ガスボンベ等の転倒を防止すること。

ガスホースは、ホースバンドで固定すること。

発電機への給油は、原則、催し中は実施しないこと。

ガソリンは、携行缶で保管すること。また、携行缶は、涼しい場所で保管すること。

喫煙は、指定された喫煙場所で行うこと。







2台並べて使用しない

調理以外の用途に 使用しない

火の近くに ボンベを置かない

催し中に発電機の 給油はしない

詳しくはお近くの消防署へ

相模原消防署042-751-0119南消防署042-744-0119北消防署042-774-0119津久井消防署042-685-0119

